

# 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

令和6年11月14日（木）

## 1. 背景・目的

令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第39号）が公布され、令和4年6月1日にマイクロチップの装着・登録の義務化に関する規定が施行されました。今般、手続等のより円滑な運用に向けて、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成18年環境省令第1号）の改正を行うこととしました。本件について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを行います。

## 2. 意見募集要領

### （1）意見募集対象

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

### （2）意見募集期間

令和6年11月14日（木）～同年12月13日（金）

（※ 郵送の場合は、締切日必着）

### （3）資料の入手方法

インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

### （4）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

#### [1] 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリック・コメント：意見募集案件」画面の「意見入力へ」のボタンをクリックし、「意見入力フォーム」から提出を行ってください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

#### [2] 郵送による提出の場合

以下の意見提出様式により、御提出ください。

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

パブリックコメント担当宛て

※「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対するパブリックコメント在中」と封筒に必ず朱書きで明記してください。

※ 御意見は、日本語で御提出ください。

### <意見提出様式>

**【件名】** 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

**【郵便番号・住所】**

**【氏名】**

※ 企業・団体の場合、企業・団体名、部署名及び担当者名を記載してください。

**【電話番号】**

**【メールアドレス】**

**【提出意見】**

(該当箇所)

(意見内容・理由)

- 1 2,000字以内で簡潔に記入してください。提出意見には、該当箇所、意見内容・理由を記載してください。
- 2 該当箇所として、意見の対象である省令案のページ番号、行番号、事項名及び該当文章を記載してください。
- 3 意見内容・理由について、可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。
- 4 複数の事項について御意見を記載する場合は、事項ごとに改行し、記載してください。

※ 本意見募集要領に基づかない、電話、FAX、電子メールによる意見提出や、連絡先不明（郵便番号・住所、電話番号及びメールアドレスのいずれも記載されていないもの。）の意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※ 御提出いただきました御意見については、住所、氏名、連絡先等の個人情報を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断さ

れる場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※ 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

※ 締切日までに到着しなかった御意見及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・ 営業活動等営利を目的とした内容 等

※ なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

### 3. 問合せ先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351